ロ　経営資源活用共同化推進事業者が、購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式の額が三億円以上であり、かつ、その取得の日から起算して三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれる場合における、当該株式をその取得の日から五年以上継続して保有しようとする事業活動（イに掲げる事業活動を除く。）及び当該三年を経過する日までに当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなった後は、当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を継続して保有し、当該株式をその取得の日から五年以上継続して保有しようとする事業活動	（新設）
三～七　（略）	三～七　（略）
2　（略）	2　（略）
（経営資源活用の共同化に関する事項の証明の申請）	（経営資源活用の共同化に関する事項の証明の申請）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　経営資源活用共同化推進事業者は、第一項の規定による証明を受けた場合、前条第一項第二号ロの事業活動により取得した株式に係る特別新事業開拓事業者の議決権の保有の状況について、経済産業大臣が告示で定める基準に適合することについて、当該告示で定めるところにより、経済産業大臣の証明を受けることができる。	（新設）
5　（略）	4　（略）

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の第三条及び第四条の規定は、この省令の施行の日以後に取得する株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（同条第一項から第四項までの規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）について適用し、同日前に取得した株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（この省令による改正前の第四条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）については、なお従前の例による。

法規的告示

○内閣府告示第二十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十五項の規定に基づき、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準（平成二十九年内閣府告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲）	（累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲）
第二条　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ当該各号に定める要件とする。	**第二条**　［同上］
一　上場株式投資信託　次に掲げる要件	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］